

| 管理コード | 事業事項 (事項名) | 該当法令等 | 制度の現状 | 求める措置の具体的な内容 | 具体的な事業の実施内容・提案理由 | 措置の 分類 | 措置の 内容 | 各府省庁からの検討要請に対する回答 | 再検討要請 | 提案主体からの意見 | 「措置 の分類」 の 変更し | 「措置 の内容」 の変更し | 各府省庁からの再検討要請に対する回答 | 再々検討要 請 | 提案主体からの再意見 | プロジェクト名 | 提案 主体 名 | 都道府県 | 制度の存在・確保 府庁 |
|--------|-----------------------------|--|--|---|---|-----------|-----------|--|---|--|-------------------------|---------------------|---|------------|--|--------------------------|---------------|-------|----------------|
| 110010 | DME自動車燃料装置用容器に関する技術基準の創設 | ○自動車保安規則(昭和四十一年五月二十五日経済産業省令第50号)第6条、第3条、第6条、第7条 ○自動車保安規則に基づき表示等の科目、容積率の算定の方法等を定める告示(平成九年三月二十五日経済産業省令第305号) ○自動車保安規則の機能性基準の運用について(平成二十二年五月十五日2013(09)高基第4号) | 履行の規制化での公道走行を実施 | 高圧ガス保安法(省令)の中に「DME自動車燃料装置用容器」の技術基準を創設する。 これにより、道路運送車両法上のDME自動車保安基準における自動車燃料装置用容器の制約が緩和される。 この措置により、既に認可されている規制の特例措置1108(燃料電池自動車に搭載された燃料装置の燃料装置用容器の再検査事業)の実施・活用が可能となる。 ○左記既認可の規制の措置による事業は、本件措置が行われなければ成立しない。 | ○必要性根拠 高圧ガス保安法対象ガスを燃料とする自動車で搭載する燃料容器については、道路運送車両法の規定に基づく高圧ガス保安法(省令)で定められた規格に適合する容器と規定されている。DMEは高圧ガス保安法対象ガスであるため、新たに創設するDME自動車燃料装置用容器についても、DME自動車に搭載する燃料容器にはこの考え方が適用される。しかし、現行の自動車保安規則にはDME自動車燃料装置用容器の基準がなかったため、道路運送車両法上のDME自動車保安基準創設のためには、容器保安規則にDME自動車燃料装置用容器の基準を創設する必要が生ずる。 ○特例 当該技術基準については、平成22年11月に田村良三産業大学名誉教授を委員長とし、学識経験者、製造団体、事業者、消費者、消費者庁、国土交通省、高圧ガス保安協会からなる「DME自動車用燃料充てん設備の高圧ガスに関する技術基準策定委員会」が設置され、DME自動車燃料装置用容器の技術基準策定が推進された。平成22年4月に経済産業省 原子力安全・保安院 保安課に諮問された。更に同年6月から容器保安規則関係告示及び告示添付書における技術基準の策定、作成が行われ、平成24年4月に経済産業省 商務流通保安グループ高圧ガス保安室に提出されている。この技術基準案については、日本DME協会からの要請を受け、日本DME協会と高圧ガス保安室において検討が進められている。 | D | Ⅲ | 現状、DME自動車の先行事例がないことに加え普及促進も不明確なため、どの企業に対しても適用可能な「基準」という形で、要件を一般化して示すことは時期尚早。今後、燃料電池自動車や水素燃料自動車と同様に普及開始時期を見つつ、技術基準が創設されることになれば、基準の制定を行いたい。 なお、現行法令下においても、個別具体的に安全性を示していたら、DME自動車燃料装置用容器について特認申請に基づいて申請、認可を得ることは可能。 | DME自動車普及の観点から、右提案者からの意見に照らし、回答をお願いします。 | 今期の構造改革特区提案の中で、国土交通省はDME自動車を履行の保安基準のもとに認可する方針を示されました。したがって、上記保安基準に基づくDME自動車に搭載するDME自動車燃料装置用容器について、どの企業に対しても適用可能な「基準」という形で要件を一般化した技術基準の創設に早急に対応していただきますよう改めて要請いたします。DME自動車の海外における動向と日本の商用車メーカーとの関係も踏まえ、日本におけるDME自動車の導入・普及に向けては、補足資料「意見書」を参照ください。 | D | Ⅲ | 現行法令下においても、特認申請に基づいて認可を得ることは可能であり、DME自動車燃料装置用容器については、個別具体的に安全性を示していたら、どの企業に対しても、手続きは可能である。 また、日本全体のDME自動車の海外展開を可及的に促すためには、国内基準の整備のみではなく、燃料電池自動車と同様に、国内基準の作成のみならず、海外基準の調和や海外基準の整備を促す必要があります。現状では、国内DME自動車の普及促進が、今後の普及促進につながるDME自動車や母体の仕様が不明確であることから、どの企業に対しても適用可能な「基準」という形で、要件を一般化して示すことは時期尚早であり、まずは現行制度において実証を含め、技術基準が必要となることになれば、基準の制定を行いたいと考えています。 | | 新燃料DME自動車普及モデル事業 | 1社団法人日本DME協会、新潟県 | 新潟県 | 経済産業省 | |
| 110020 | 保安距離等の基準を緩和したDMEスタンド技術基準の創設 | 一般高圧ガス保安規則(昭和四十一年五月二十一日経済産業省令第7条) | 一般高圧ガス保安規則第7条は、圧縮天然ガススタンド製造施設に係る技術上の基準についての規定です。なお、当該規則第7条には、事業所内に貯蔵設備を設置する圧縮天然ガススタンドと事業所外への搬入搬出を伴う圧縮天然ガススタンドの技術上の基準が規定されています。 | 高圧ガス保安法(一般高圧ガス保安規則(省令)の中に保安距離等の基準を緩和したDMEスタンド技術基準を創設する。 これにより、幹線道路沿いへのDMEスタンドの設置が可能となり、DMEスタンド設置促進、及び活性化ウィンドウメーカーDME自動車の普及を図ることができる。 この措置により、既に認可されている規制の特例措置1108(保安経費等の減額)を要しないDMEスタンド等設置事業の実施・活用が可能となる。 ○左記既認可の規制の措置による事業は、本件措置が行われれば適用できない。 | ○必要性根拠 一般高圧ガス保安規則に基づくDMEスタンドを設置する場合、保安距離規定が厳しく10m×50mの広大な敷地を必要とし、幹線道路沿いへの設置は困難である。特に保安用具等に設置困難な事項がある。従ってDMEスタンド設置のためには、同規則に定める圧縮天然ガススタンド基準と同様に、自動車用燃料スタンドに特化し、保安距離等の規制を緩和したDMEスタンド基準の創設が必要である。 ○特例 DMEスタンドの保安距離等の規制緩和による安全性に関しては、平成20、21年経済産業省地域イノベーション推進研究開発事業の下で、産学連携研究会共同発起人である研究機関、東海大学理工学部、及び当該施設は「DMEスタンドの安全性検証」が行われ、圧縮天然ガススタンド同様の保安距離等の基準により、DMEスタンドの安全性を確保できると示された。 DMEスタンド技術基準については、平成22年11月に田村良三産業大学名誉教授を委員長とし、学識経験者、製造団体、事業者、消費者、国土交通省、高圧ガス保安協会からなる「DME自動車用燃料充てん設備の高圧ガスに関する技術基準策定委員会」が設置され、DME自動車燃料装置用容器の技術基準策定が推進された。平成22年4月に経済産業省 原子力安全・保安院 保安課に提出された。更に同年8月から一般高圧ガス保安規則の第7条の適用に関するDMEスタンド技術基準案及び告示・告示添付書における技術基準策定の要請が行われ、作成された技術基準案が平成24年4月に経済産業省 商務流通保安グループ高圧ガス保安室に提出されているが、法制化に至っていない。 ○左記既認可の規制の措置による事業は、本件措置が行われれば適用できない。 | D | Ⅲ | 現状、DMEスタンドの設置事例は少なく、DME自動車についての普及促進も不明確なため、どの企業に対しても適用可能な「基準」という形で、要件を一般化して示すことは時期尚早。今後、燃料電池自動車や水素燃料自動車と同様に普及開始時期を見つつ、技術基準が創設されることになれば、基準の制定を行いたい。 なお、現行法令の一般高圧ガス保安規則第6条の規定を適用すれば、DMEスタンドを設置することは可能であることにより、一般高圧ガス保安規則第9条の規定を適用する特認措置を適用すれば、一般高圧ガス保安規則第6条の保安距離等の規定にかかわらず、DMEスタンドを設置することは可能。 | DME自動車普及の観点から、右提案者からの意見に照らし、回答をお願いします。 | 一般高圧ガス保安規則第9条の特認措置を活用しても、保安経費等、保安用具等の取付の確保については、措置の分類Dによる対応は困難です。その他、DME自動車の社会的必要性、DME自動車の海外における動向と日本の商用車メーカーの立場、DME自動車からの意見に照らし、回答をお願いします。 また、DMEスタンド技術基準案の策定の観点から、保安距離等の基準を緩和したDMEスタンド技術基準の創設は、平成22年11月に田村良三産業大学名誉教授を委員長とし、学識経験者、製造団体、事業者、消費者、国土交通省、高圧ガス保安協会からなる「DME自動車用燃料充てん設備の高圧ガスに関する技術基準策定委員会」が設置され、DME自動車燃料装置用容器の技術基準策定が推進された。平成22年4月に経済産業省 原子力安全・保安院 保安課に提出された。更に同年8月から一般高圧ガス保安規則の第7条の適用に関するDMEスタンド技術基準案及び告示・告示添付書における技術基準策定の要請が行われ、作成された技術基準案が平成24年4月に経済産業省 商務流通保安グループ高圧ガス保安室に提出されているが、法制化に至っていない。 ○左記既認可の規制の措置による事業は、本件措置が行われれば適用できない。 | D | Ⅲ | 現状、DMEスタンドの設置事例は少なく、DME自動車についての普及促進も不明確なため、どの企業に対しても適用可能な「基準」という形で、要件を一般化して示すことは時期尚早。今後、燃料電池自動車や水素燃料自動車と同様に普及開始時期を見つつ、技術基準が創設されることになれば、基準の制定を行いたい。 また、既に認可されている規制の特例措置1108(保安経費等の減額)を要しない水素ガススタンド等設置事業の活用については、設置されるDMEスタンドの技術上の基準を明確にした上で、当該特区事業の申請手続きに基づいて申請が可能と考えます。 | | 新燃料DME自動車普及モデル事業 | 1社団法人日本DME協会、新潟県 | 新潟県 | 経済産業省 | |
| 110030 | 系統容量、運送費用及び設備認定状況の開示・公表 | | 系統情報については電力会社において開示が公表されているが、設備認定の状況については再生エネルギーのHPにおいて公表されている。 | 認定資格取制度の運用について、自治体、住民、事業者等に対し、電力会社の系統容量及び運送費用等の情報、並びに設備認定の詳細な情報をそれぞれ開示・公表する。 | 【実施内容】 再生可能エネルギー発電に係るリスクを抑制し、発電コストを低減することにより、再生可能エネルギーの健全な発展を目指す。具体的には、認定資格取制度を活用して事業者が行うことができる場合に、設備である系統容量や運送費用等の情報を予め把握することが可能であったため、それらの情報についても開示・公表することを法令等で定める。また、地域レベルでの設備認定の状況についても開示・公表されていたため、これを活用することにより、地域の系統や設備等の状況が事業計画に把握できるようになる。 【提案理由】 中山山脈の長閑な風景では、電気の需要に供給が追いつかず、再生可能エネルギーの普及や電力事業者の対応に、出回りが滞り、電力不足のリスクが生ずるなど、再生可能エネルギーの普及に向けた事業者との計画の立案が円滑に進まない可能性がある。また、太陽光発電設備の立地や開発に伴い、発電事業者と地域の合意形成に長らく時間を要しているなど、地域の系統容量等が増強する場合には、国の積極的な関与も重要となる。 そこで、現在は都道府県や市町村であっても把握することできない、地域の系統や設備認定の状況が、開示・公表されることで、地域の合意形成を促進し、事業者間の開発や電力事業者とのトラブルなど再生可能エネルギー発電に係るリスクを抑制し、発電コストの低減を図り、再生可能エネルギーの健全な発展を促進することが可能となる。 なお、地域の系統容量等を増強するためには、国の積極的な関与も重要となる。 | E | Ⅰ | 系統情報については、「系統情報の公表の考え方(資源エネルギー庁)(平成26年1月)」において連系制マップの公表や系統容量に係る費用の開示のあり方等系統容量に係る情報公表のあり方を示しており、それらに基づき、現在電力会社に対して情報の公表がされている。 また、設備認定の状況については、定期的に資源エネルギー庁のHPにおいて公表されていること。 | 再生可能エネルギー普及の観点から、右提案者からの意見に照らし、回答をお願いします。 | 系統情報の情報開示に関しては、以下の事項を要する。 第一に現状154kV以上としている情報提供を154kV未満の運用への拡大。 第二に現行154kV以上としている情報提供を154kV未満の運用への拡大。 設備認定の公表に関し、以下の事項を要する。 第一に都道府県の認定種別及び種別数並びにそれらの出力種別の内訳、設置形に對し、回答をお願いします。 第二に個人認証後10kV以上の発電設備について、名称、所在地、出力規模並びに設置者の名称及び所在地の公表。 | E | Ⅰ | 系統情報の情報開示については、電圧の低い配電線は断片に存在するため、それら全について詳細に調査し、連系制マップや連系容量等、系統情報の情報開示を行うことは困難である(具体的な事実としては、情報があつたに開示し、提示することとしている)。 また、一般電圧事業者10社のうち、系統系制のない中電電カ・関西電力を除く8社は、ご提案にある154kV未満(66kV以上)の連系制マップについても公開している。 右提案者からの再意見に對し、回答をお願いします。 設備認定の公表については、第一の市町村別の認定件数及び種別数並びにそれらの出力種別の内訳、設置制の内訳の公表については、7月を境に一時的に限定する予定、第二の、認定資格取に係る名称、所在地、出力規模並びに設置者の名称及び所在地に関する情報は、当該事業者承認情報開示の提供では、行政情報開示法上、上・法人等の競争上の地位その他正当な利益を害する情報には該当しないものとして、地方税法に基づき開示を除外非公開としている。他方、運転開始後における種々の発電設備に関する設備及び所在地等の情報については、これらの法令等との整合性及び関係機関によって受け取られている制度であるという趣旨を踏まえ、今後どこまで公表できるか前向きに検討してまいります。 | | 系統情報の情報開示に関して、具体的な事業の地割等の取扱いが不明であるが、154kV未満の系統にかかる調査・提示についても、154kV以上における情報開示と同様の取扱いとしたい。 設備認定の公表については、設備認定情報は、「電圧事業者による再生可能エネルギー発電の推進に関する特別措置法(原案の規定)により経済産業大臣が認定した事業者あり、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害する情報には該当しないもの」と考えられる。 また、国の負担によってまわされている制度であることから、設置事業者及び所在地等の情報を設備認定後速やかに公開されたい。 | 右提案者からの再意見に對し、回答をお願いします。 | 長野県 | 長野県 | 経済産業省 |